

各位

社外協力者に対する有償ストック・オプション（第19回新株予約権）の発行及び有償ストック・オプション
の買取契約の締結に関するお知らせ

1. 発行の目的及び理由

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2025年3月31日現在の当社発行済株式総数459,906,340株（2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）の0.78%に相当します。しかしながら、本新株予約権を社外関係者である割当予定先に付与することで、当社は割当予定先が持つネットワークを利用したビットコイン資産拡大および業界ネットワーク拡大が可能となり、当社の企業価値向上に資するものと認識しております。そのため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者：代表取締役 能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）に依頼しました。当社は当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、当社の普通株式の普通取引の終値株価（510円）、権利行使価格105円、ボラティリティ株価変動性（月次）（67.55%）、権利行使期間（2026年4月1日-2036年3月31日）、リスクフリーレート（1.433%）、予定配当率（0%）、市場リスクプレミアム 9.0%、対指数 β 0.973、クレジット・コスト 115.58%及び1日当たりの売却可能株式数（直近 10 年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値の 10%（12,300 株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日-2036年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を 255円（1株当たり2.55円）と算定いたしました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の255円とし、本新株予約権の行使価額は、2024年の当社の平均株価1,026円（2025年4月1日付で行われた株式分割前の数字。）を参考に、発行決議日の直前取引日である2025年5月8日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の終値である510円に対し79.41%下回る105円としました。同行使価格は、割当予定先が当社ストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズ就任について報酬を得ないことも考慮して設定しております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち全員が社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は3,600,000株（議決権数36,000個）であり、2025年3月31日現在の当社発行済株式総数459,906,340株及び議決権数4,555,340個（株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）を分母とする希薄化率は0.78%（議決権ベースの希薄化率は0.79%）に相当します。

本新株予約権の発行決議日前6か月以内である2024年12月16日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第12回新株予約権が全て行使されたことにより交付された株式数29,000,000株（議決権290,000個、株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）、2025年2月17日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第13回乃至第17回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数210,000,000株（議決権2,100,000個、株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は242,600,000株（議決権数2,426,000個）であり、これは、2025年3月31日時点の当社発行済株式総数である459,906,340株（議決権数4,555,340個）に対して、52.75%（議決権総数に対し53.26%）となります。

そのため、本新株予約権の発行により、本新株予約権の発行決議前6か月以内の第三者割当増資と合わせて計算すると、当社普通株式に大規模な希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は、行使期間が2026年4月1日以降となっており、また、1年ごとに3分の1ずつしか行使できないこととなっており、行使期間も10年間の長期にわたるものとなっており、その希薄化の影響は限定的なものと考えております。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は11,696,288株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当及び本新株予約権の発行決議前6か月以内に行われた資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない小池伊藤法律事務所に所属する弁護士である小池洋介氏、竹之下真穂氏及び平塚晶人氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は希薄化の規模の合理性、本第三者割当の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要

性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

3. 発行の概要

<本新株予約権>

(1)	新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数	Trump 氏 33,000 個 Bailey 氏 3,000 個
(2)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 3,600,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(3)	新株予約権の総数	36,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株） なお、割当株式数は、本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割（または併合）の比率 本新株予約権の割当日後、発行会社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、発行会社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
(4)	新株予約権の払込金額	総額 9,180,000 円（新株予約権 1 個当たり 255 円）
(5)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）	378,000,000 円（1 株あたり 105 円） 本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$
(6)	新株予約権の権利行使期間	2026 年 4 月 1 日（当日を含みます。）から 2036 年 3 月 31 日（当日を含みます。）までです。
(7)	新株予約権の行使の条件	1. 1 個の本新株予約権の一部のみの行使はできない。 2. 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（但し、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。 ア 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日 当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の 1/3 まで イ 2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日 当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の 2/3 まで ウ 2028 年 4 月 1 日から本新株予約権の行使期間の終期まで

(8)	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
(9)	新株予約権の取得に関する事項	当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権者が保有する全ての本新株予約権を、1個当たり無償で取得する。 ① 発行会社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーではなくなった場合 ② 法令に対する重大な違反行為 ③ 禁錮以上の刑に処せられた場合 ④ 発行会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
(10)	新株予約権の譲渡制限	割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要するものとする。
(11)	組織再編行為時における新株予約権の取扱い	(1)当社が吸収合併(会社法第2条第27号)、新設合併(同条第29号)、株式交換(同条第32号)、株式移転(同条第34号)または会社分割(同条第38号)等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社(以下「再編後会社」という)の新株予約権を交付するものとする。 (2)前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。 ① 行使価格:本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。 ② 行使期間:本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定する。 ③ その他の条件:再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。
(12)	新株予約権の割当日	2025年5月26日
(13)	その他	(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 本新株予約権の発行により調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	387,180,000円
	本新株予約権の払込金額の総額	9,180,000円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	378,000,000円
②	発行諸費用の概算額	5,450,000円
③	差引手取概算額	381,730,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(9,180,000円)に本新株予約権の行使

に際して払い込むべき金額の合計額（378,000,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用 150 万円、新株予約権公正価値算定費用 75 万円、第三者委員会費用 200 万円、調査費用 120 万円の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の募集は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の業績向上に対する当社関係者の貢献意欲を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。割当予定先は当社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーであり、今後日本のみならず世界において当社の存在を発信し、割当予定先が持つ貴重なネットワークを活用できることを期待しております。

また、本新株予約権の行使については、上記「3. 募集の概要」に記載する新株予約権の行使の条件を満たすことで可能となります。加えて行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金はビットコインの購入に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、2024 年 4 月 8 日にビットコインの購入を開始し、その後ビットコイン・トレジャリー事業を当社の中核と位置付け、ビットコインの追加購入と保有枚数の積み増しを実現してまいりました。本新株予約権の行使により調達する資金についても、ビットコインの購入に充当することが当社の企業戦略に沿ったものであり、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① Eric Trump 氏

(a) 名	称	Eric Trump（エリック・トランプ）	
(b) 住	所	米国フロリダ州バームビーチ市	
(c) 職	業	会社役員	
(d) 上場会社と当該個人との間の関係		資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	当社ストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーです。
		取引関係	ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に貢献することを目的とするアドバイザー契約を締結しています。

② David Bailey 氏

(a) 名	称	David Bailey（デイビッド・ベイリー）	
(b) 住	所	プエルトリコ、サンホアン市	
(c) 職	業	会社役員	
(d) 上場会社と当該個人との間の関係		資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	当社ストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーです。

	取引関係	ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に貢献することを目的とするアドバイザー契約を締結しています。
--	------	--

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年5月9日現在におけるものです。

※ 当社は、割当予定先について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号 虎ノ門アネックス6階）に割当予定先について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年5月2日、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、2025年3月21日にストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズを設置し、Trump氏を初代メンバーとして迎えることを発表いたしました。また、Bailey氏とは、当社が暗号資産（仮想通貨）の専門メディアであるビットコインマガジンと協業を進めるにあたり知り合い、同氏からTrump氏を紹介いただいた経緯があります。Bailey氏も、2025年4月30日付で当社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズに就任いたしました。ストラテジック・ボードの取り組みは、当社が推進するビットコインの普及および、世界的なビットコイン経済のリーダーとしての地位を強化するための重要な一歩となります。このストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズには、世界中から影響力のある意見リーダー、講演者、思想家が集まり、ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に貢献することを目的としています。Trump氏は、世界的に著名なビジネスリーダー兼起業家であり、不動産、金融、ブランド開発、戦略的事業成長の分野で豊富な経験を有し、デジタル資産の普及を支援する主要な声の一人として広く認識されています。今後も、両氏が当社の戦略的目標を達成するための取り組みを支援していくにあたり、当社へ出資することで、より一層当社との関係を深め、ビットコイン資産の拡大および業界でのネットワークの拡大を、両名が持つ人脈を紹介していただくことなどを通して支援していただくこととなります。

（3）割当予定先の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。割当予定先からは、当社の戦略に賛同したうえで本新株予約権を引き受けるため、本新株予約権の行使後すぐに株式を売却するつもりはないが、具体的な保有計画はないとの説明を受けています。なお、本新株予約権の譲渡を譲渡するためには、当社取締役会の承認が必要となっております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社代表取締役社長サイモン・ゲロヴィッチが割当予定先との間でそれぞれ面談を実施し、2025年4月下旬の面談において保有財産の状況を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2025年 3月31日現在）	募集後
-----------------------	-----

MMXX VENTURES LIMITED (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	9.14%	MMXX VENTURES LIMITED (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	9.07%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	7.17%	INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	7.11%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (香港上海銀行)	4.15%	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (香港上海銀行)	4.11%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (株式会社みずほ銀行)	3.77%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (株式会社みずほ銀行)	3.74%
GEROVICH SIMON	3.38%	GEROVICH SIMON	3.36%
SPENCER DAVID JONATHAN (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	3.26%	SPENCER DAVID JONATHAN (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	3.24%
TRIUMPH KING WORLD WIDE CORP (シティ バンク、エヌ・エイ)	2.08%	TRIUMPH KING WORLD WIDE CORP (シ ティバンク、エヌ・エイ)	2.06%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (株式会社 三菱UFJ銀行)	2.03%	BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (株式会 社三菱UFJ銀行)	2.01%
衛藤 バタラ	1.63%	衛藤 バタラ	1.62%
楽天証券株式会社	1.42%	楽天証券株式会社	1.41%

(注) 1. 持株比率は、2025 年 3 月 31 日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 募集後の持株比率は、募集後の所有株式数を、2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 459,906,340 株から自己株式 25,380 株を控除した 459,880,960 株 (2025 年 4 月 1 日付で行われた株式分割後の数字) に、本新株予約権の目的となる株式の発行により増加する株式数 (3,600,000 株) を加えた数で除して算出しております。

3. 持株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

4. MMXX VENTURES LIMITED 及び GEROVICH SIMON については、2025 年 4 月 23 日付の大量保有報告書に基づいた株式数としております。

8. 今後の見通し

本第三者割当による 2025 年 12 月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当及び本新株予約権の発行決議前 6 か月以内に行われた資金調達により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。当社は、本第三者割当について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、当社の業績向上に対する当社関係者の貢献意欲を早期高めることを意図しているから、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内

容の意見書を 2025 年 5 月 8 日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

第 1 意見の内容

本第三者割当には必要性及び相当性が認められる。

第 2 意見の理由

1 本第三者割当を行う必要性について

貴社は、従前より、ビットコインを資金管理戦略の一環として保有していくことを決定し、ビットコインファースト、ビットコインオンリーのアプローチを明確にし、戦略的な財務選択肢として長期負債と定期的な株式発行を活用して、弱まる円を保持する代わりにビットコインを継続的に増やすことを貴社の主力事業として位置づけ、遂行していくことを明確にしている。貴社は、2024 年 10 月 3 日付「ビットコインのプットオプション売取引と保有残高の増加について」にて開示のとおり、ビットコインのプットオプション売取引を実践してきており、また、2024 年 10 月 25 日付「主要経営指標としての「BTC イールド」の採用に関するお知らせ」にて開示のとおり、BTC イールド（ビットコイン保有総額と完全希薄化発行済普通株式数の比率の変化を測定する指標）を主要な経営指標として採用するなど、ビットコイン・トレジャリー事業を行ってきた。昨今では、2025 年 1 月 28 日付「第三者割当による第 13 回乃至第 17 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」で発表の通り、ビットコイン保有残高を増すための第三者割当を行い、実際に資金調達をして、ビットコイン購入を続けている。また、2025 年 5 月 1 日付「米国子会社の設立に関するお知らせ」で発表の通り、機関投資家による高い流動性プールへのアクセス強化、24 時間 365 日稼働するグローバル市場におけるトレジャリー業務の柔軟性と実行スピード向上、金融イノベーション、企業導入、資本形成が加速する米国市場における戦略的ポジショニング強化等を目的に米国子会社を設立し、国際的な組織体制を強化するなど、ビットコイン・トレジャリー事業を遂行し続けている。

上記のように貴社がビットコイン・トレジャリー企業の方針を明確にして、方針を実行に移していくことの一貫として、2025 年 3 月 21 日付「エリック・トランプ氏のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズ就任について」記載の通り、貴社は、ストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズを設置し、Trump 氏を初代メンバーとして迎えることを発表した。

貴社によれば、ストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズの設置目的は、世界中から影響力のある意見リーダー、講演者、思想家を集積し、ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に貢献することにある。そして、Trump 氏は、世界的に著名なビジネスリーダー兼起業家であり、不動産、金融、ブランド開発、戦略的事業成長の分野で豊富な経験を有し、デジタル資産の普及を支援する主要な声の一人として広く認識されていることから、Trump 氏をストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズの初代メンバーに迎え入れることは、同ボードの設置目的である世界中から影響力のある意見リーダーや講演者、思想家を集積し、ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に大いに寄与するものと考えられる。

貴社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチは「Eric Trump 氏をストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズの初代メンバーとして迎えることを大変光栄に思います。彼の卓越したビジネスセンス、ビットコインコミュニティへの深い愛情、そしてグローバルなホスピタリティの視点は、メタプラネットが世界有数のビットコイン・トレジャリー企業となるための大きな推進力となるでしょう」と述べている通り、ビットコイン・トレジャリー企業として Trump 氏との関係性を強化することが貴社の事業目的に適うことは明白と考えられる。

本第三者割当により、Trump 氏が貴社へ出資することで、貴社と Trump 氏の関係性はより一層強固なものとなる。このことは、ビットコイン資産拡大、業界ネットワーク拡大に寄与することが考えられることから、貴社のビットコイン・トレジャリー企業としての事業を推進する上で必要性が高い。

また、貴社によれば、Bailey 氏と貴社は、暗号資産の専門メディアであるビットコインマガジン

と協業を進めるにあたり知り合いになり、Bailey氏がTrump氏を紹介したという経緯があるという。そうであるとするBailey氏は、比類なき業界ネットワークを有するものと考えられ、Bailey氏と関係を強固なものにすることが、貴社事業にとって重要であると判断することは十分合理性が認められる。

Bailey氏もストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズに参画しているところ、Bailey氏が貴社の戦略的目標を達成するための取り組みを支援していくにあたり、Bailey氏が貴社へ出資をすれば、貴社とBailey氏の関係性は一層深まるといえる。このことは、Trump氏の出資と同様に、ビットコイン資産拡大、業界ネットワーク拡大に寄与することが考えられることから、貴社のビットコイン・トレジャリー企業としての事業を推進する上で必要性が高い。

以上から、本第三者割当の必要性が認められる。

2 手段の相当性について

(1) 本第三者割当の目的及び理由について

貴社によれば、本新株予約権の発行は、中期的な貴社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、貴社の業績向上に対する貴社関係者の貢献意欲を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであって、資金調達を目的としていないという。

資金調達は目的とせず、第三者割当を行うことを選択し、仮にそれによって既存株主の利益を損なうことがあれば、相当性が認められないとも思われる。

しかし、上記「2 本第三者割当の必要性について」で述べた通り、割当予定先の両名の意欲を高めることで、貴社のビットコイン・トレジャリー事業の拡大、企業価値の増大が見込まれることから、本第三者割当で株主利益を損なうとは考えられない。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は3,600,000株（議決権数36,000個）であり、2025年3月31日現在の貴社発行済株式総数459,906,340株及び議決権数4,555,340個（株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）を分母とする希薄化率は0.78%（議決権ベースの希薄化率は0.79%）に相当する。本第三者割当増資自体により大幅な希薄化が生じるというものでもない。

以上のとおり、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすると、資金調達は目的とせず、貴社の業績拡大及び企業価値増大を目指すにあたって、貴社の業績拡大に寄与すると考えられる割当予定先の両名の貢献意欲を高めるために本新株予約権の発行を選択することは、合理性が認められると思料する。

(2) 割当予定先の選定理由について

貴社は、上記「2 本第三者割当の必要性について」で述べた通り、2025年3月21日にストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズを設置し、Trump氏を初代メンバーとして迎えることを発表した。Bailey氏と貴社は、貴社が暗号資産の専門メディアであるビットコインマガジンと協業を進めるにあたり知り合いになり、Bailey氏が貴社にTrump氏を紹介したという経緯があった。Bailey氏もストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズに参画した。

貴社によれば、同ボードの取組みは、貴社が推進するビットコインの普及および、世界的なビットコイン経済のリーダーとしての地位を強化するための重要な一歩となるといい、同ボードは、世界中から影響力のある意見リーダー、講演者、思想家が集まり、ビットコインの発展と金融イノベーションの推進に貢献することを目的としているという。そして、Trump氏は、世界的に著名なビジネスリーダー兼起業家であり、不動産、金融、ブランド開発、戦略的事業成長の分野で豊富な経験を有し、デジタル資産の普及を支援する主要な声の一人として広く認識されている人物である。

今後、割当予定先の両氏が貴社の戦略的目標を達成するための取り組みを支援していくにあたり、両氏が貴社へ出資することで、より一層貴社との関係を深め、ビットコイン資産の拡大および業界でのネットワークの拡大が期待できると貴社は企図している。

割当予定先の両氏の才覚、業界ネットワークに鑑みると、貴社の狙いは十分合理的なものと思量さ

れ、割当予定先に両氏を選んだことは貴社の目的からして妥当といえる。

また、貴社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、貴社代表取締役社長サイモン・グロヴィッチが割当予定先兩名との間でそれぞれ面談し、面談において保有財産の状況を確認した。その結果、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断している。本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはない。上記の次第で、割当予定先が本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると貴社は判断しており、この判断に不合理な点は見受けられない。

さらに、貴社は、割当予定先について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階）に割当予定先について調査を依頼した。同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年5月2日、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領している。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けている。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とすると、本件割当先の選定には合理性が認められると思料する。

(3) 小括

以上のとおり、貴社が本件第三者割当という手段を選択すること、割当予定先の選択について、いずれも相当性が認められると思料する。

3 発行条件の相当性について

(1) 本新株予約権の発行価額について

貴社は、本第三者割当による新株予約権の発行価額を新株予約権1個あたり255円に決定した。

発行価額の算定にあたり、貴社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者：代表取締役 能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号）に依頼し、評価書を受領して検討した。当該第三者算定機関は、第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められる。貴社と当該第三者算定機関の間には、重要な利害関係はない。

当該算定機関は、貴社の普通株式の普通取引の終値株価、権利行使価格、ボラティリティ株価変動性（月次）、権利行使期間（2026年4月1日-2036年3月31日）、リスクフリーレート無リスク金利、予定配当率、市場リスクプレミアム、対指数 β 、クレジット・コスト及び1日当たりの売却可能株式数等の諸条件等について一定の前提を置いて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出して評価を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると貴社は判断している。

この点について、更に、貴社監査役3名全員（うち全員が社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明している。当該意見は、払込金額の算定にあたり、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社普通株

式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としている。

上記の貴社の判断は、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的で公正と考えられる公正価値を算定した上で、当該評価額と払込金額を同額とするという骨子の判断である。この判断は、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有する独立した第三者算定機関を用いて、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で慎重に検討されているものであり、不合理な点は見受けられない。

本新株予約権の発行価額は、上記の慎重な検討を経て割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことについては、特に認識の誤りや検討の不備などを疑わせる事情は認められない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、本件第三者割当による新株予約権の発行価額には相当性が認められる。

(2) 本新株予約権の行使価額について

貴社によれば、上記算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の255円とし、本新株予約権の行使価額は、2024年の貴社の平均株価1,026円（2025年4月1日付で行われた株式分割前の値）を参考にして、105円とした。

かかる本新株予約権の行使価額は、貴社が事業目的や割当予定先との関係性を総合的に勘案し、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものである。

たしかに、直近の株価と比べると、本新株予約権の行使価額の方が価格が低いものである。しかし、そもそも将来の株価は未確定であり、業績や世界情勢、取引需要等により左右されるものであって、割当予定先に利益が確定しているものではなく、また、貴社によれば、割当予定先がストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズから離任した場合には権利が消滅する定めとなっていることから、割当予定先に極端に有利な内容となっているものではない。

また、本新株予約権1個の払込金額が当該評価額と同額の255円と設定されており、割当予定先が出資する判断をした場合に評価額からディスカウントなしで割当が行われることとなっている。

上記に鑑みると、この行使価額を貴社が現時点で最善の条件であると判断したことは、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすれば、本件第三者割当による新株予約権行使価額には相当性が認められるといえる。

(3) 希薄化について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は3,600,000株（議決権数36,000個）であり、2025年3月31日現在の貴社発行済株式総数459,906,340株及び議決権数4,555,340個（株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）を分母とする希薄化率は0.78%（議決権ベースの希薄化率は0.79%）に相当し、これ自体を見ると希薄化率が大きいものではない。

もっとも、本新株予約権の発行決議日前6か月以内である2024年12月16日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第12回新株予約権が全て行使されたことにより交付された株式数29,000,000株（議決権290,000個、株式数及び議決権数ともに2025年4月1日付で行われた株式分割後の数字。）、2025年2月17日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第13回乃至第17回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数210,000,000株（議決権2,100,000個、株式数及び議決権数ともに2025

年4月1日付で行われた株式分割後の数字。)を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は242,600,000株(議決権数2,426,000個)であり、これは、2025年3月31日時点の貴社発行済株式総数である459,906,340株(議決権数4,555,340個)に対して、52.75%(議決権総数に対し53.26%)となる。そのため、本新株予約権の発行により、本新株予約権の発行決議前6か月以内の第三者割当増資と合わせて計算すると、貴社普通株式に大規模な希薄化が生じることになる。

しかし、本新株予約権は、行使期間が2026年4月1日以降となっており、また、1年ごとに3分の1ずつしか行使できないこととなっており、行使期間も10年間の長期にわたるものとなっていることから、希薄化の影響は限定的なものといえる。

また、2025年2月17日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第13回乃至第17回新株予約権は、希薄化の急激な増加の懸念を抑制すること及び新株予約権の権利行使による株式の希薄化が資金需要に応じて段階的に進むことが投資家に分かりやすい形で伝わるように本新株予約権を5回に分けて設計されたものであり、原則として約2年間にわたって段階的に行使される予定であり、希薄化による影響を限定できる設計となっている。これと本新株予約権の段階的行使の設計を合わせて検討すると、希薄化の影響が限定的であるという貴社の評価及び判断には不合理な点が見受けられない。

また、貴社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は十分高く、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性がある。したがって、本新株予約権による資金調達に係る貴社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると貴社は判断している。この判断は、特段不合理なところが見受けられない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすると、本件第三者割当による希薄化については合理性が認められる。

(4) 小括

以上により、本件第三者割当の発行条件には相当性が認められると料する。

4 結論

上記の検討結果を総合的に勘案すれば、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると料する。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、本日付の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	第24期 2022年12月期	第25期 2023年12月期	第26期 2024年12月期
売上高(千円)	366,121	261,633	1,062,283
経常損失(△)(千円)	△836,658	△414,710	5,993,193
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	977,845	△683,923	4,439,843
包括利益(千円)	993,985	△632,639	4,439,843
純資産額(千円)	617,518	1,152,087	16,965,842
総資産額(千円)	5,357,296	1,666,137	30,325,812
1株当たり純資産額(円)	107.20	98.56	468.30
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	171.03	△62.93	226.65

- (注) 1. 2024 年 6 月 28 日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日（2024 年 8 月 1 日）をもって 10 株を 1 株に株式併合しており、また、2025 年 4 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 10 株の割合による株式分割を実施しております。このため上表の 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額及び 1 株当たり純資産額は、第 24 期（2022 年 12 月期）の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 24 期の期首から適用しており、第 24 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025 年 3 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	459,906,340 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	140,808,000	30.62%
下限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	140,808,000	30.62%
上限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	140,808,000	30.62%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
始 値（円）	41	47	18
高 値（円）	107	48	427
安 値（円）	30	14	14
終 値（円）	47	17	348

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022 年 4 月 4 日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（JASDAQ（スタンダード））におけるものです。
2. 当社は、2024 年 8 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行っており、また、2025 年 4 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 10 株の割合による株式分割を実施しておりますので、上記においては、第 24 期（2022 年 12 月期）の期首に当該株式併合及び株式分割が行われた前提の数値としております。

② 最近 6 か月間の状況

	2024 年 12 月	2025 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始 値（円）	235	374	450	401	411	408
高 値（円）	427	517	721	522	436	514
安 値（円）	226	336	331	300	291	390
終 値（円）	348	492	331	401	384	510

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであります。
2. 2025 年 5 月の状況につきましては、2025 年 5 月 8 日現在で表示しております。
3. 当社は、2025 年 4 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 10 株の割合による株式分割を実施しておりますので、2024 年 12 月から 2025 年 3 月までの株価は、当該株式分割調整後の株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

		2025 年 5 月 8 日
始	値	469 円
高	値	514 円
安	値	452 円
終	値	510 円

(注) 各株価は、東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	2023年2月8日
割当てた新株予約権の個数付与 対象者の区分及び人数（名） （ 当 初 ）	第三者割当の方法による MMXXベンチャーズ・リミテッド EVO FUND
割当てた新株予約権の個数 （ 個 ） （ 当 初 ）	第三者割当の方法による MMXXベンチャーズ・リミテッド 335,000 EVO FUND 335,000
新株予約権の行使期間※	2026年2月8日（当日を含みます。）から2033年2月7日（当日を含みます。）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 円 ）	1,355,410,000 内訳： 新株予約権発行による調達額：15,410,000 新株予約権行使による調達額：1,340,000,000
行 使 価 額 （ 円 ）	20
割 当 日 に お け る 発 行 済 株 式 総 数 （ 株 ）	114,692,187
現 時 点 に お け る 行 使 状 況 （ 個 ）	670,000
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	運転資金・投資事業・借入金の返済等
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2023年2月～2025年12月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	運転資金・投資事業・借入金の返済等

(注) 2024 年 6 月 10 日に「第9回新株予約権の全部行使について」でお知らせしたとおり、第9回新株予約権の行使を終了しております。2024 年 6 月 11 日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が 2022 年 12 月 28 日に第9回新株予約権の発行を取締役会にて決議した当時に企図していたWEB3 やメタバース関連事業は、未だ収益化の見通しが立たないためこれらを取りやめることとし、新たにビットコインの購入・保有を当社の財務戦略の一環として取り入れることにしたため、変更しております。

新株予約権（非上場）の無償割当による第 11 回新株予約権の発行

割 当 日	2024年9月6日
割当てた新株予約権の個数付与 対象者の区分及び人数（名）	株主割当の方法による 2024年9月6日現在の株主名簿に記載又は記録された株主
割当てた新株予約権の個数 （ 個 ）	株主割当の方法による 18,099,116個（自己株式分除去後）
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2024年9月6日から2024年11月5日まで
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 円 ）	10,045,009,380 内訳： 新株予約権発行による調達額：0 新株予約権行使による調達額：10,045,009,380
行 使 価 額 （ 円 ）	555
割 当 日 に お け る 発 行 済 株 式 総 数 （ 株 ）	18,169,218
現 時 点 に お け る 行 使 状 況 （ 個 ）	18,099,116
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	社債の償還・ビットコインの購入・運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2024年9月～2026年12月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	社債の償還・ビットコインの購入・運転資金

（注）2024年10月1日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が、2024年8月6日付け開示資料「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社第11回新株予約権（非上場）（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うことを決議しておりますが、2024年8月8日付け開示資料「資金の借入及びビットコインの購入に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、MMXX ベンチャーズ・リミテッド（以下「MMXX」といいます。）よりビットコインを購入するために総額10億円の資金の借入れ（以下「当該借入」といいます。）を行いました。当該借入の返済をするため、資金使途を変更しております。

第三者割当による第 12 回新株予約権の発行

割 当 日	2024年12月16日
割当てた新株予約権の個数付与 対象者の区分及び人数（名） （ 当 初 ）	第三者割当の方法による EVO FUND
割当てた新株予約権の個数 （ 個 ） （ 当 初 ）	第三者割当の方法による EVO FUND 29,000
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間 ※	2024年12月17日（当日を含みます。）から2025年6月16日（当日を含みます。）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 円 ）	9,553,006,000 内訳： 新株予約権発行による調達額：17,806,000

	新株予約権行使による調達額：9,535,200,000
行使価額（円）（当初）	3,288
割当日における発行済株式総数（株）	36,268,334
現時点における行使状況（個）	29,000
発行時における当初の資金使途	ビットコインの購入・運転資金
発行時における支出予定時期	2024年12月～2025年12月
現時点における充当状況	社債の償還に9,500,000,000円充当済み 運転資金に7,000,000円未充当

（注）2025年1月6日に「第三者割当により発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況、大量行使、行使完了ならびに第4回普通社債及び第5回普通社債の繰上償還」でお知らせしたとおり、第12回新株予約権の行使が完了しております。2024年12月17日付「資金使途変更に関するお知らせ」及び2024年12月20日付「（開示事項の経過）資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が2024年11月27日に第12回新株予約権の発行を取締役会にて決議した当時に企図していたビットコインの購入については、第4回普通社債及び第5回普通社債の発行により調達した資金により確保し、代わりに、第4回普通社債及び第5回普通社債を償還するための資金について、第12回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたため、変更しております。

第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権の発行

割 当 日	2025年2月17日
割当てた新株予約権の個数付与対象者の区分及び人数（名）（ 当 初 ）	第三者割当の方法による EVO FUND
割当てた新株予約権の個数（ 個 ）（ 当 初 ）	第三者割当の方法による EVO FUND 第13回新株予約権 42,000 第14回新株予約権 42,000 第15回新株予約権 42,000 第16回新株予約権 42,000 第17回新株予約権 42,000
新株予約権の行使期間※	2025年2月18日（当日を含みます。）から2027年2月17日（当日を含みます。）
発行時における調達予定資金の額（円）	116,731,230,000 内訳： 新株予約権発行による調達額：76,230,000 新株予約権行使による調達額：116,655,000,000
行使価額（円）（当初）	5,555
割当日における発行済株式総数（株）	39,168,334

現 時 点 に お け る 行 使 状 況 (個)	第13回新株予約権 42,000 第14回新株予約権 42,000 第15回新株予約権 16,500 第16回新株予約権 12,860 第17回新株予約権 42,000
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	ビットコインの購入・運転資金・社債の償還
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2025年2月～2027年2月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	これまでの行使代金はビットコインの購入及びビットコイン・インカム事業に充当しております。

(注) 2025年3月4日に「第三者割当により発行された第13回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使及び行使完了ならびに第14回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使ならびに第7回普通社債の繰上償還に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第13回新株予約権の行使が完了しております。2025年4月24日に「第三者割当により発行された第14回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使及び行使完了ならびに第11回普通社債の一部繰上償還に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第14回新株予約権の行使が完了しております。2025年5月8日に「第三者割当により発行された第15回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使、及び第三者割当により発行された第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使及び行使完了、ならびに第12回普通社債の一部繰上償還に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第17回新株予約権の行使が完了しております。2025年2月13日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年2月27日付「資金使途の変更に関するお知らせ」、2025年3月12日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年3月18日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年3月31日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年4月16日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年5月2日付「資金使途変更に関するお知らせ」、2025年5月7日付「資金使途変更に関するお知らせ」及び2025年5月9日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が2025年1月28日に第13回乃至第17回新株予約権の発行を取締役会にて決議した当時に企図していたビットコインの購入については、第6回乃至第14回普通社債の発行により調達した資金により確保し、代わりに、第6回乃至第14回普通社債を償還するための資金について、第13回乃至第17回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をすることとしたため、変更しております。

株式会社メタブラネット第 19 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メタブラネット第 19 回新株予約権
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 9,180,000 円（本新株予約権 1 個あたり 255 円）
3. 割当日及び払込期日 2025 年 5 月 26 日
4. 新株予約権の割当ての対象者 Eric Trump 氏 33,000 個
及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 David Bailey 氏 3,000 個
5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は発行会社の普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 3,600,000 株（本新株予約権 1 個あたり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。

なお、割当株式数は、本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

本新株予約権の割当日後、発行会社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、発行会社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
6. 本新株予約権の総数 36,000 個
7. 各本新株予約権の払込金額 1 個あたり金 255 円
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により発行会社が発行会社の普通株式を交付（発行会社普通株式を新たに発行し、又は発行会社の保有する発行会社の普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、105 円とする。
9. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$
10. 本新株予約権の行使期間

2026 年 4 月 1 日（当日を含む。）から 2036 年 3 月 31 日（当日を含む。）までとする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 1 個の本新株予約権の一部のみの行使はできない。

(2) 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。

① 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の 1/3 まで

② 2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の 2/3 まで

③ 2028 年 4 月 1 日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

12. 新株予約権の取得事由

発行会社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権者が保有する全ての本新株予約権を、1 個当たり無償で取得する。

① 発行会社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーではなくなった場合

② 法令に対する重大な違反行為

③ 禁錮以上の刑に処せられた場合

④ 発行会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

13. 新株予約権証券の発行

発行会社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により発行会社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、発行会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 10 項に定める行使請求期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の発行会社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

発行会社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
20. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
 - (1) 発行会社が吸収合併（会社法第2条第27号）、新設合併（同条第29号）、株式交換（同条第32号）、株式移転（同条第34号）または会社分割（同条第38号）等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社（以下「再編後会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。
 - (2) 前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。
 - ① 行使価格：本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。
 - ② 行使期間：本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定する。
 - ③ その他の条件：再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。
21. その他
 - (4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、発行会社は必要な措置を講じる。
 - (5) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (6) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、発行会社の代表取締役に一任する。